

平成29年度 支部長会議

- 日 時 平成29年10月21日（土） 14:00～16:00
- 場 所 大分スポーツ公園だいぎんテニスコート交流室

1 あいさつ

2 議題

(1) 県民体育大会について

※別紙、アンケート結果

(2) 支部傘下の加盟団体について

※別紙、加盟クラブ一覧

個人情報の為、HPへの掲載は致しません。

(3) 大会申込みシステムについて

※別冊、マニュアル

HPに掲載していますので、そちらを参照ください。

(4) その他

3 連絡事項

- 各種お願い

平成29年度 県民体育大会 支部アンケート集約結果

平成29年9月30日

1. 県民体育大会の運営について

支部名	内容
杵築市	県民体育大会の出場選手集めに大変苦勞しています。
速見郡	大変良く出来ていると思われます。
由布市	種別：60歳以上→65歳以上に変更、ランク別(A、B)にする、女子の1ペアに年齢制限を付ける。
豊後高田市	60歳→65歳以上、80歳位まで多くの方が頑張っているのです。
臼杵市	年齢60歳以上を65歳に変えてはどうか。

2. 県連盟の運営等について

支部名	内容
速見郡	我々、老人は最近の電気機器等の使用は時代に遅れては居ますが、機械等は持って居りませんので、大変不自由です。
豊後高田市	特に無し！ご苦勞様です。
臼杵市	小学生・中学生の初心者の審判員について？どうなっているのでしょうか？(審判員の資格が無いと試合に出られないとか？)

3. その他

支部名	内容
速見郡	現在、ジュニア、小学生、中学生としては、ソフトテニス部は活躍して居ますが、今後、県内の高校生での部活動が少なくなり、中学校卒業しても、高校での部活動が少なく、ソフトテニス部員が減り、硬式テニスの方に流れて行く方向になるのではないかと。別杵地区では高校でのソフトテニスの活躍できる学校が皆無です。今後、県体での出場が数年後、無理となる見通しです。10数年後のソフトテニスの行く末を見直さなければ成り立ちません。
臼杵市	来年度からの試合出場の申込はどうするのか？

県民体育大会 競技規則追加記載

(1) (公財) 日本ソフトテニス連盟ソフトテニスハンドブックによる。 補足 1. オーダー票はマッチ開始挨拶時に交換しオーダー確認すること。 2. 監督会議時点で棄権の種別がある場合は、監督会議で連絡する。 3. 大会中にケガ等で棄権の種別がある場合は大会本部に報告後、オーダー票交換時に対戦チームに通達すること。 4. 棄権ペアのマッチは行わない。
--

シニア部会決定事項

* 豊の国ねりんピック大会に於いても棄権のペアのマッチは行わない。

各種お願い

1. 登録に関するお願い

- (1) 登録期間は毎年4月1日より6月30日ですので、早期登録をお願いします。
- (2) 団体データの更新を行ってください。
代表者・管理者の氏名・住所・連絡先・メールアドレス等を確認します。
- (3) 団体ID・パスワードの管理
代表者・管理者が変わるときは日本連盟から郵送されています団体登録袋を必ず引き継いでください。
- (4) 各支部・加盟団体ごとにクラブ／団体／学校の実態を把握してください。

2. 技術等級取得に関するお願い

- (1) 技術等級は一生の資格になります。
- (2) 資格取得の対象大会は選手権という名の大会の成績にて決まります。
- (3) 大会成績該当者は本部に申し出てください。

3. 審判登録に関するお願い

- (1) 大会に参加する為には審判資格が必要になります。資格の取得をお願いします。
- (2) ジュニア・2級審判資格は県連が行います審判講習会にて取得出来ます。
- (3) 1級審判は日本連盟が行います1級審判検定会にて取得出来ます。
- (4) マスターアンパイヤー・マスターレフェリーは50歳以上で県連推薦により日本連盟が認定します。
- (5) 審判資格の期間は、ジュニア審判は中学卒業まで、1級・2級審判は6年間です。
- (6) 6年の間に講習会を受講してください。
- (7) 審判員資格の管理は審判認定証で個人管理になります。また、各クラブのコンピュータ担当者が会員登録をすれば確認も出来ますので個人・クラブでの管理をお願いします。

4. 大会申込に関するお願い

- (1) 県内の大会の申込の締切は大会日の14日前になります。
申込用紙による文書にて、郵送もしくはe-mailのいずれかで申込してください。
平成30年度からは日連システムによる申込のみとなります。

5. 口座開設のお願い

- (1) 普及振興事業費等の振込を行う為に各支部ゆうちょ銀行での口座開設をお願いします。

6. 支部負担金のお願い

(1) 支部負担金は毎年6月30日ですので、期日までのお振込みをお願いします。

7. 普及事業振興費活用をお願いします

(1) 各支部において普及振興事業を行っていただいた場合、各支部30,000円の補助金を支給いたします。必要書類（普及振興事業報告書・結果・写真等）にて申請をお願いします。